

上尾市立上平小学校

いじめ防止基本方針

令和6年3月改訂

目 次

	ページ
はじめに	… 1
1 いじめの定義といじめに対する基本認識	… 2
(1) いじめの定義	
(2) いじめの基本認識	
2 いじめの問題に取り組むための組織（いじめ対策支援チーム）	… 2
(1) 設置目的	
(2) 組織の構成員	
(3) 活動内容	
(4) 関係機関との連携	
3 いじめの防止	… 3
(1) 教師の言動・姿勢	
(2) いじめを許さない学級づくり	
(3) わかる授業づくり	
(4) 道徳教育の推進	
(5) 児童によるいじめ防止の取組	
(6) ネットいじめへの対応	
(7) その他	
4 いじめの早期発見及び早期対応、解消	… 5
(1) いじめの早期発見	
(2) いじめの早期対応	
(3) いじめ発生時の対応・措置に関する留意事項	
(4) いじめの解消	
(5) 重大事態への対処	

はじめに

本校では、これまでいじめは、人として決して許されない行為であり、学校は、児童一人一人の変化を見逃さず、真摯に対応しなければならないとの基本姿勢をもち、

「いじめは、どの学級でも、どの児童にも起こりうる」との認識をもち、児童・教職員・保護者アンケートを定期的実施し、児童が安心して楽しく学ぶことができるよう、学校・家庭・地域が一体となっていじめの未然防止と早期解決に取り組んできた。

しかし、依然として、人を傷つける言葉遣いや行動が払拭されたとは決して言いきれない現状があり、日常の生活の中で、児童の「居場所づくり」や「絆づくり」に引き続き努めていかなければならない。

また、いじめの未然防止・早期発見・早期解決に向けて、いじめの実態や具体的な事例を学校全体で検証する組織の確立や時間確保、いじめを未然に防止する活動計画や活動内容についての具体的な取組を推進し、教職員が一体となっていじめの根絶といじめの見逃しゼロに向けて取り組むことが必要である。

「上尾市立上平学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）は、これらの対策を更に実効的なものとし、児童の尊厳を保持する目的のもと、国・県・市・学校・家庭・地域その他の関係者が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むため、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という）第13条の規定に基づき、本校の実情に応じ、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものである。

1 いじめの定義といじめに対する基本認識

(1) いじめの定義

本校では、いじめの定義を次のとおり認識する。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法」第2条）

(2) いじめの基本認識

いじめには、次の7つの特徴があることを認識する。

- 1 いじめの初期は、言葉の暴力から始まる。
→「きもい」「くさい」「むかつく」「死ね」「うざい」などの言葉から始まる。
- 2 いじめとふざけの境界線がわかりにくく事実が見えにくい。
→プロレスごっこやふざけっこなどの遊びなどから、罪悪感がなく発展する。
- 3 いじめは集団化してくる。
→いじめられることを恐れ、いじめる側が集団化する。
- 4 長期化すると陰湿化・悪質化する。
→いじめに気づかないと、執拗に巧妙に長期にわたっていじめを続ける。
- 5 場面が変われば立場も変化する。
→いじめる側の児童が、いじめられる側になることがある。
- 6 犯罪行為や不登校、自殺にまで追い込んでしまうことがある。
→暴行、恐喝、傷害等の加害や、被害者を不登校、自殺にまで追い込んでしまう。
- 7 教師の言動や姿勢が、いじめを誘発することがある。
→教師の不用意な発言や児童への接し方が、児童をいじめの対象にしてしまう。

2 いじめの問題に取り組むための組織（いじめ対策支援チーム）

いじめ防止対策推進法第13条に基づき、学校が、いじめの防止等のために設置する「いじめ対策支援チーム」を中核に校長のリーダーシップのもと、全職員の協力体制を確立し、学校設置者や関係機関とも適切に連携し、いじめ根絶に向けて取り組む。

(1) 設置目的

いじめ対策支援チームは、学校におけるいじめの防止及びいじめの早期発見、いじめへの対処等に関する措置を実効的に行うために設置する。

(2) 組織の構成員

校長	教頭	主幹教諭（教務主任）	生徒指導主任
生徒指導部員（3部会担当）	教育相談主任	保健主事	養護教諭

組織には、いじめの疑いに係る関係学級担任及び学年主任を加えるとともに、事案により必要な構成員を加えるものとする。また、必要に応じて機動力を高めるため、少人数チームで対応する。

(3) 活動内容

ア 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核となり、いじめ未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う。

イ いじめの相談・通報の窓口となる。

ウ いじめの疑いに係る情報や児童の問題行動などに関する情報の収集と記録、共有を行う。

エ いじめに係る情報があった時には緊急会議を開き、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核となる。

(4) 関係機関との連携

ア 保護者との連携、協力依頼等

- ・いじめが犯罪行為に相当し得ると認める場合には、学校としても、警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して周知を行う。

イ 教育委員会との連携

ウ 警察・児童相談所・人権擁護機関等との連携

- ・犯罪に相当する事案を含むいじめ対応における警察との連携の徹底について、学校は日常的に情報共有や相談を行うことができる連携体制を構築する。

- ・学校は、警察に相談・通報すべきかどうかの判断に当たっては、犯罪行為に該当しなくとも、現に重大な被害が生じている、または重大な被害に発展するおそれがある場合は、警察において注意・説諭も期待できることから、学校が、警察へ積極的に相談・通報を行う。

- ・警察と情報共有・相談をする際は、原則、教頭が連絡窓口となる。

エ 小学校さわやか相談室相談員、スクールカウンセラーとの連携

オ 上平小学校子ども見守り隊等、学校応援団との連携

3 いじめの防止

いじめは、どの児童にも起こりうるということを踏まえ、全ての児童を対象に、いじめの未然防止に取り組む。

未然防止の基本として、児童が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律ある態度で授業や行事に主体的に参加し、活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

また、集団の一員としての自覚や自信を育み、ほめる教育を推進して自己有用感を味わわせ、互いを認め合える人間関係をつくり、いじめに向かわない態度・能力の育成を図ることで、「いじめを絶対に許さない学校」を創造する。さらに、教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心

の注意を払う。

(1) 教師の言動・姿勢

「いじめの予防」として最も大事なことは「何も起こっていないときの指導の大切さ」である。いじめを未然に防ぐことやいじめが起きた時に早期に解決が図られるようにするために、教師一人一人が普段の指導について謙虚に振り返る。

また、いじめられている児童の立場で指導・支援を行うために、以下のことに留意する。

ア 教師が「いじめはあるもの」との認識を持つ

「いじめはない」と思い込まず、教師一人一人が「いじめがあるかもしれない」との認識に立って、組織的・継続的に観察を続け、児童に「いじめは絶対許さない」ことを常に発信する。

イ 目配り・気配り・心配り

いじめは、登下校時・休み時間・昼休み・清掃時・放課後など教師の目が届きにくいところで多く行われることが多い。そのため、児童一人一人への十分な「目配り・気配り・心配り」に努め、教師間の情報交換を密にする。

ウ いじめに気づき・注意する

教師がいじめに気づかないと、いじめをさらに進行させてしまうことになる。また、いじめを注意しない教師は、児童から信頼されず、相談されることもなくなる。そのため、「誠意をもった態度」が相談しやすい「先生」になることを認識する。

エ 保護者との連携及び信頼関係の醸成

些細なことでも、学校での児童の変化を保護者へ連絡するとともに、家庭の様子を聞くなど、「迅速で誠意ある対応」と「いじめられている児童を守り通す姿勢」をもち、保護者との信頼関係を醸成する。

(2) いじめを許さない学級づくり

児童は学校生活の大半を学級で過ごすため、いじめの発生を防止するには、学級づくりがとても重要であることから、次の3点について取り組む。

ア 教師は、明るく前向きに生活し、笑顔あふれる学級の雰囲気醸成するとともに、集団生活のルールを確立し、不正に対して毅然とした態度で臨む。

イ 児童の興味・関心や能力にあった活躍の場を用意して一人一人に自己有用感をもたせるとともに、相互の話し合いを深め、児童自身が主体的に活動する学級づくりをする。

ウ 教師間の情報交換を密にし、連携を取り合い、複数の教師が学級づくりに関わる。

(3) わかる授業づくり

学業不振やその心配のある児童は、学校生活に主体的に取り組む意欲を失いがちにな

り、そのことがいじめ等の問題行動を生む要因の一つとなる。

「学ぶ喜びを味わえる授業」をすることが、いじめを予防する手立ての一つとなることを学校全体で認識し、授業改善に当たる。

ア 学習規律の確立

イ 基礎学力、基礎的・基本的な内容の定着

ウ 教科等における少人数指導の実施、個別指導の充実

エ アクティブラーニングを採り入れるなど、主体的・対話的で深い学びの実現

オ 教材・教具の充実とICTの活用によるわかりやすい授業の実施

(4) 道徳教育の推進

道徳教育を充実させ、いじめの未然防止を図る。

ア 「彩の国の道徳 道徳教育指導資料集『学級づくりの羅針盤』～いま、道徳が『いじめ問題にできること』」を活用するなど、自他の命を尊び、思いやりと勇気の心をはぐくむ。

イ 道徳科の授業により、未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」を未然に防止する。

ウ いじめを「しない」「させない」「許さない」という人間性豊かな心を育てる。

エ 東日本大震災等により被災した児童、原子力発電所事故により避難している児童に対するいじめ防止の教育を推進する。

(5) 児童によるいじめ防止の取組

児童によるいじめの防止等に係る自発的な活動や主体的な活動を支援する。

ア 「上尾市『いじめ根絶』小学生の誓い」を常時教室に掲示し、意識を高める。

イ 「なかよく楽しい学校生活を送るための標語」を全児童から募集する。

ウ 「人権集会（いじめ根絶児童集会）」を実施する。（人権週間内で実施）

エ 帰りの会であいさつ・言葉遣い・友達との関わり等について、自分を振り返る時間を設ける。

オ 人権標語・人権作文の作成に全校で取り組む。

(6) ネットいじめへの対応

ネットいじめを含めたネットワーク上の情報モラルや知識、トラブルに関する「青少年のネットモラル啓発DVD」等を活用し、適切なネット利用を啓発する。

「非行防止教室」「ケータイ安全教室」等を児童・保護者を対象に実施し、情報モラルの向上を図る。

4 いじめの早期発見・早期対応

(1) いじめの早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所を選んで行われたり、遊びやふざけ合いを

装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、自己の考えのみで、いじめではないと判断したり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

このため、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。併せて、学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

また、児童に対し、いじめられていることを誰かに相談することは、恥ずかしいことではないことを十分に理解させることも重要である。

特に、次の点に留意して、いじめの早期発見に努める。

ア 上尾市教育委員会作成の教師用指導資料「いじめのない学校を目指して」にある「いじめのサインを見逃さない」や「いじめのサイン発見 チェックリスト（教職員用）」を活用し、該当する項目があれば児童に声を掛け、該当する項目が複数あるときには、生徒指導主任や学年主任に相談する。

イ 児童及び保護者を対象に、いじめに関するアンケートを実施する。

- ・「学校の生活アンケート」（児童対象）を毎月実施する。
- ・「子どものサイン発見アンケート」（保護者対象）を学期に1回実施する。
- ・「子どものサインチェックリスト」（家庭掲示用）を全家庭に配布する。

ウ 彩の国 生徒指導ハンドブック『New I's』にある「I いじめ防止対策編」も活用する。

エ hyper-QUによるよりよい学校生活と友達づくりのためのアンケートを実施し、結果を分析することで、より望ましい人間関係を構築し、児童の居場所づくりをする。

（2）いじめの早期対応

まず、教職員全員でいじめ問題に取り組む体制を作ることが重要である。

いじめは、大人の目の届きにくいところで発生しており、学校・家庭・地域が全力で実態把握に努める。

ア 児童のいじめを疑う。

（朝・帰りの会や授業中、休み時間、給食・清掃時間などの観察・個人面談等）

イ 児童の声に耳を傾ける。

（学校の生活アンケート・個人面談等）

ウ 児童の行動を注視する。

（生徒指導上での事象・いじめのサイン発見チェックリスト）

エ 保護者と情報を共有する。

（子どものサイン発見アンケート・連絡帳・電話・PTA会議等）

オ 地域や中学校区での連携

（小中連携・小学校間での連携・上平中学校区生徒指導連絡協議会等との情報

共有)

いじめの発見・通報を受けた場合には、教職員が個人で判断することや、一部の教職員で抱え込むことがないように、速やかに組織的に対応し、調査・聴取を行い、事実関係を確認の上、被害児童を守り通す。加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。また、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携のもと、いじめの解消に取り組む。

(3) いじめ発生時の対応・措置に関する留意事項

ア いじめの発見・通報を受けた場合は、「いじめ対策支援チーム」で組織的に対応する。

イ いじめる児童への指導・措置

いじめの内容や関係する児童について十分把握し、人権の保護に配慮しながら、いじめが人間の生き方として許されないことを理解させ、直ちにいじめをやめさせる。いじめの内容によっては、警察等との連携を図る。

ウ いじめを受けた児童へのケア・対応

「いじめられる側にも問題がある」という考え方で接することのないように留意する。そこで、本人のプライドを傷付けず、共感的態度で話を親身に聴く。また、日頃から温かい言葉掛けをし、本人との信頼関係を築いておく。

エ 周りではやし立てる児童への対応

はやし立てることなどは、いじめ行為と同じであることを理解させる。また、被害者の気持ちになって考えさせ、いじめの加害者と同様の立場にあることに気付かせる。

オ 見て見ぬふりをする児童への対応

いじめは、他人事でないことを理解させ、いじめを知らせる勇気を持たせる。また、傍観は、いじめ行為への加担と同じであることを気付かせる。

カ 学級全体への対応

次の点に留意し、いじめの早期発見、早期対応、早期解消に努める。

- ・ 話し合いなどを通して、いじめを考える。
- ・ 見て見ぬふりをしないよう指導する。
- ・ 自らの意志によって、行動がとれるように指導する。
- ・ いじめは許さないという断固たる教師の姿勢を示す。
- ・ 道徳教育の充実を図る。
- ・ 特別活動を通して、好ましい人間関係を築く。
- ・ 行事等を通して、学級の連帯感を育てる。

(4) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされているものとする。

ア いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通

じて行われるものを含む) が止んでいる状態が、少なくとも3か月間継続していること。

イ 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことを児童本人及び保護者に確認する。

いじめの解消に至った場合においても、再発する可能性があり得ることを踏まえて対応する。

(5) 重大事態への対処

【重大事態とは】

ア いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

＜想定されるケース＞

- ・児童が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 等

イ いじめにより児童が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

(不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合には、迅速に調査に着手)

※ 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった時は、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。

本校では、重大事態が発生した場合には、次のとおり速やかに対応する。

ア 重大事態発生時の報告

- ・重大事態が発生した場合は、上尾市教育委員会へ速やかに報告する。

イ 重大事態の調査組織を設置

- ・法第22条に基づく学校の組織を母体として、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を加える。

ウ 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

- ・いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅し明確にする。
- ・事実に向き合おうとする姿勢を保持する。

エ いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ・調査により明らかになった事実関係について、情報を適時・適切な方法で提供する。
- ・得られたアンケートは、いじめられた児童や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置を行う。

オ 調査結果を学校の設置者に報告

- ・いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童またはその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

カ 調査結果を踏まえた必要な措置

- ・調査結果をもとに、再発防止に取り組む。

